

低入札価格調査制度取扱要領等の改正について

神奈川県内広域水道企業団では、設計積算基準の改定に伴う所要の改正を行いました。

1. 低入札価格調査制度取扱要領

○土木関係の建設コンサルタント業務の算定項目、算定割合の一部改正を行いました。

2. 最低制限価格制度取扱要綱

○土木関係の建設コンサルタント業務の算定項目、算定割合の一部改正を行いました。

3. 施行日

○平成25年8月8日から施行し、同日以降に公告する案件から適用します。

4. 新旧対照表

○別紙1のとおり

※規程類は、<http://www.kwsa.or.jp/nyusatsu-kitei-index.html>に掲載しています。

以 上

最低制限価格制度取扱要綱の一部を改正する要綱

最低制限価格制度取扱要綱（平成22年1月29日施行）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
業種区分	算定項目	算定割合	算定項目に含まれる費用	業種区分	算定項目	算定割合	算定項目に含まれる費用
(略)				(略)			
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	直接人件費	土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	直接人件費
	直接経費	100分の100	<u>直接経費積上計上</u>		直接経費	100分の100	<u>直接経費</u>
	その他原価	<u>100分の90</u>	<u>直接経费率計上等</u>		技術経費	<u>100分の60</u>	<u>技術経費</u>
	一般管理費等	<u>100分の30</u>	<u>一般管理費等</u>		諸経費	<u>100分の60</u>	<u>業務管理費、一般管理費等</u>
(略)				(略)			

附 則

- この要領は、平成25年8月8日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

低入札価格調査制度取扱要領の一部を改正する要領

低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第3条及び第4条関係)					別表(第3条及び第4条関係)				
業種区分	算定項目	調査基準価格 の算定割合	失格基準価格 の算定割合	算定項目に 含まれる費用	業種区分	算定項目	調査基準価格 の算定割合	失格基準価格 の算定割合	算定項目に 含まれる費用
(略)					(略)				
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費	土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費
	直接経費	100分の100	100分の80	直接経費積上計上		直接経費	100分の100	100分の80	直接経費
	その他原価	100分の90	100分の90	直接経費率計上等		技術経費	100分の60	100分の60	技術経費
	一般管理費等	100分の30	100分の30	一般管理費等		諸経費	100分の60	100分の60	業務管理費、一般管理費等
(略)					(略)				

附 則

- この要領は、平成25年8月8日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。